

東かがわ市告示第48号

東かがわ市テレワーク等空き家改修事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月28日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市テレワーク等空き家改修事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

東かがわ市テレワーク等空き家改修事業補助金交付要綱（令和3年東かがわ市告示第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（定義） 第2条 この要綱における用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 （1） 空き家 市内に個人が居住を目的として建築又は購入したが、現に居住等をしていない<u>一戸建ての住宅又は併用住宅</u>をいう。 （2） 法人事業者 会社法（平成17年法律第86号）上の本店（会社法の適用を受けない事業者については、会社法上の本店に相当する事業所）が<u>市外</u>にある法人をいう。 （3） 略 （4） 移住者 一定期間居住する意思を持ち、市内に住民票の登録がある者で、住民票を移す直前に、連続して3年以上<u>市外</u>に在住していた者をいう。 （5） 略 （補助対象事業） 第3条 略 （1） 事業者が、<u>県の運営するWebサイト「かがわ住まいネット」（空き家バンク）に登録された住宅を購入し、事業所として改修すること。</u> （2） 事業者が、対象物件の<u>延べ面積</u>の2分の1以上を事業所として3年	（定義） 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1） 空き家 市内に個人が居住を目的として建築し、又は購入したが、現に居住等をしていない一戸建て専用住宅又は<u>一戸建て併用住宅であり、県が運営するWebサイト「かがわ住まいネット」（空き家バンク）に登録された住宅</u>をいう。 （2） 法人事業者 会社法（平成17年法律第86号）上の本店（会社法の適用を受けない事業者については、会社法上の本店に相当する事業所）が<u>県外</u>にある法人をいう。 （3） 略 （4） 移住者 一定期間居住する意思を持ち、市内に住民票の登録がある者で、住民票を移す直前に、連続して3年以上<u>香川県外</u>に在住していた者をいう。 （5） 略 （補助対象事業） 第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。 （1） 事業者が、<u>購入した空き家（以下「対象物件」という。）を事業所として改修すること。</u> （2） 事業者が、対象物件の<u>延べ床面積</u>の2分の1以上を事業所として3

改正後	改正前
以上使用する予定があること。 (3) 法人事業者の場合は、改修した補助対象物件で勤務する法人事業者の従業者のうち1名以上が、個人事業主の場合は、個人事業主が、<u>市内</u>に転入して<u>3年未満</u>の移住者（以下「対象移住者」という。）であること。 (4) <u>対象移住者が県内の市町間で移住する場合は、従前の住居が空き家（一戸建て又は併用住宅に限る。）</u>とならないこと。 (5) 改修した対象物件で、間接補助事業者、その従業員又は訪問者等がテレワークを行うための<u>インターネット環境を整えていること。</u> (6) 略 2 略 (補助対象経費)	年以上使用する<u>意思</u>があること。 (3) 法人事業者の場合は、改修した補助対象物件で勤務する法人事業者の従業者のうち1名以上が、個人事業主の場合は、個人事業主が、<u>香川県</u>に転入して<u>2年未満</u>の移住者（以下「対象移住者」という。）<u>又は対象移住者である予定</u>であること。 (4) 改修した対象物件で、間接補助事業者、その従業員又は訪問者等がテレワークを行うための環境（机、椅子及びインターネット環境）を整えている<u>又は整える予定であること。</u> (5) 略
第4条 (1) 家屋改修費 家屋の<u>改修工事</u>に要する経費（耐震診断に要する経費、家財道具の処分に要する経費及び整備される補助対象物件と構造上一体となっていて、通常必要と認められる設備工事（例えば、電気・ガス・給排水・空調・トイレなど）の整備に要する経費を含む。） (2) 略 (交付の決定) 第7条 略 2 略 (1) 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、第10条の報告までに、第3条第1項第3号に規定する要件を満たしている者とする。	第4条 補助金の交付対象となる改修に要する経費（以下「補助対象事業費」という。）は、次の各号に掲げる経費とする。ただし、補助対象事業費が100万円以上であるものに限る。 (1) 家屋改修費 家屋の<u>改修</u>に要する経費（耐震診断に要する経費、家財道具の処分に要する経費及び整備される補助対象物件と構造上一体となっていて、通常必要と認められる設備（例えば、電気・ガス・給排水・空調・トイレなど）の整備に要する経費を含む。） (2) 略 (交付の決定) 第7条 略 2 市長は、前項の決定に際して、次に掲げる事項につき、条件を付すものとする。 (1) 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、第10条の報告までに、第3条第1項第3号に規定する要件を満たしている者（<u>ただし、対象移住者である予定であった場合は、対象移住者</u>

改正後	改正前
(2) 補助事業者は、第10条の報告までに、第3条第1項第4号に規定する要件を満たしているものとする。 (3) 略 (変更等の承認) 第8条 略 (1) 略 (2) 交付決定の額を変更するとき。 2～4 略 (実績報告) 第10条 略 2 略 (1)～(7) 略 (8) <u>対象移住者の従前の住居状況が確認できる書類の写し（県外からの移動は除く。）</u> (9) 略	となっていること。)とする。 (2) 補助事業者は、第10条の報告までに、第3条第1項第4号に規定する要件を満たしているもの（ただし、<u>テレワークを行うための環境を整える予定であった場合は、テレワークを行うための環境を整えていること。）</u>とする。 (3) 略 (変更等の承認) 第8条 前条の規定による交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付決定通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ東かがわ市テレワーク等空き家改修事業補助金変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。 (1) 略 (2) 交付決定の額の<u>20パーセントを超える額を減額変更</u>するとき。 (3) <u>交付決定の額を増額変更</u>するとき。 2～4 略 (実績報告) 第10条 略 2 交付決定者は、次の各号に掲げる書類を実績報告書に添えて市長に提出しなければならない。 (1)～(7) 略 (8) 略

改正後		改正前	
様式第1号（第6条関係）		様式第1号（第6条関係）	
年 月 日		年 月 日	
東かがわ市長 殿		東かがわ市長 殿	
申請者 住所 氏名 （法人にあっては主たる事業所の所在地並びに事業者名及び代表者の職・氏名）		申請者 住所 氏名 （法人にあっては主たる事業所の所在地並びに事業者名及び代表者の職・氏名）	
年度東かがわ市テレワーク等空き家改修事業補助金交付申請書		年度東かがわ市テレワーク等空き家改修事業補助金交付申請書	
東かがわ市テレワーク等空き家改修事業補助金の交付を受けたいので、東かがわ市テレワーク等空き家改修事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。		東かがわ市テレワーク等空き家改修事業補助金の交付を受けたいので、東かがわ市テレワーク等空き家改修事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。	
記		記	
1 申請者の概要及び交付申請額		1 申請者の概要及び交付申請額	
申請者の概要	法人・個人の別	法人事業者 ・ 個人事業主	
	事業者名		
	住所・所在地（本店等）	〒	
	代表者の職		
	代表者の氏名		
	担当者名		
	電話番号		
	FAX番号		
	e-mail		
交付申請額		円	
2 添付資料		2 添付資料	
(1)事業計画書(別紙1)		(1)事業計画書(別紙1)	
(2)誓約書(別紙2)		(2)誓約書(別紙2)	
(3)法人事業者の場合は、登記簿謄本。個人事業主の場合は、個人事業の開業届出書及び所得税の青色申告承認申請書の写し		(3)法人事業者の場合は、登記簿謄本。個人事業主の場合は、個人事業の開業届出書及び所得税の青色申告承認申請書の写し	
(4)許認可を必要とする業種の場合、営業許可証の写し(申請時にない場合は、実績報告書提出時に提出)		(4)許認可を必要とする業種の場合、営業許可証の写し(申請時にない場合は、実績報告書提出時に提出)	
(5)補助対象物件の所有権が確認できる書類		(5)補助対象物件の所有権が確認できる書類	
(6)補助対象物件の図面等、補助対象物件の延べ面積の2分の1以上を事業所として使用することが分かる書類		(6)補助対象物件の図面等、補助対象物件の延べ床面積の2分の1以上を事業所として使用することが分かる書類	
(7)補助対象物件の位置図		(7)補助対象物件の位置図	
(8)補助対象事業の予定箇所の現況写真		(8)補助対象事業の予定箇所の現況写真	
(9)補助対象事業の予定箇所の位置及び補助対象事業費の詳細が分かる書類の写し(内訳を含む。)		(9)補助対象事業の予定箇所の位置及び補助対象事業費の詳細が分かる書類の写し(内訳を含む。)	
(10)法人事業者の場合は、移住した従業者、個人事業主の場合は、個人事業主の戸籍の附票(申請時にない場合は、実績報告書提出時に提出)		(10)法人事業者の場合は、移住した従業者、個人事業主の場合は、個人事業主の戸籍の附票(申請時にない場合は、実績報告書提出時に提出)	
(11)その他、市長が必要と認める書類		(11)その他、市長が必要と認める書類	

改正後				
別紙1 東かがわ市テレワーク等空き家改修事業補助金事業計画書				
補助対象物件	物件の名称	一戸建て専用住宅 ・ 一戸建て併用住宅		
	物件の所在地・住所	〒		
	物件の所有者			
整備内容	工事等の内容			
	工事等の費用（見積額）		円	
	金 額	補助対象事業費の合計	円	
		交付申請額	円	
	補助対象事業費の内訳			
対象移住者（予定を含む。）の所属・職・氏名 ※複数の場合は、全ての者について記載		所 属	職	氏 名
補助対象物件で実施する事業		(事業名) (事業の内容) ※事業の内容は、目標、事業コンセプト、現状分析及び販売仕入計画等、できるだけ具体的に記載ください。 (テレワークを行うための環境)		
事業着手予定日		年 月 日		
事業完了予定日		年 月 日		
※補助対象事業費は100万円以上。 ※交付申請額は補助対象経費の合計額の1/2(千円未満切り捨て。)ただし、法人事業者は400万円、個人事業者は200万円を上限とする。				

改正前				
別紙1 東かがわ市テレワーク等空き家改修事業補助金事業計画書				
補助対象物件	物件の名称	一戸建て専用住宅 ・ 一戸建て併用住宅		
	物件の所在地・住所	〒		
	物件の所有者			
整備内容	工事等の内容			
	工事等の費用（見積額）		円	
	金 額	補助対象事業費の合計	円	
		交付申請額	円	
	補助対象事業費の内訳			
対象移住者（予定を含む。）の所属・職・氏名 ※複数の場合は、全ての者について記載		所 属	職	氏 名
補助対象物件で実施する事業		(事業名) (事業の内容) ※事業の内容は、目標、事業コンセプト、現状分析及び販売仕入計画等、できるだけ具体的に記載ください。 (テレワークを行うための環境)		
事業着手予定日		年 月 日		
事業完了予定日		年 月 日		
※補助対象事業費は100万円以上。 ※交付申請額は補助対象経費の合計額の1/2(千円未満切り捨て。)ただし、法人事業者は400万円、個人事業者は200万円を上限とする。				

改正後	改正前
別紙2 誓 約 書 当社(個人である場合は私)は、下記の事項について誓約します。 なお、東かがわ市テレワーク等空き家改修事業補助金に関する報告及び立入調査について、東かがわ市から求められた場合には、それに応じるとともに、関係機関に照会することについて承諾します。 記 1 補助対象外になる者に該当しません。 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていません。 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していません。 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していません。 5 補助対象事業の完了日から3年間、対象物件の延べ面積の2分の1以上を事業所として使用します。また、使用できなかった場合には、補助金の全額を返還します。 6 交付申請する事業は、国庫補助金及び他の県補助金等が交付されている事業ではありません。 7 申請書及び添付書類の内容に偽りはありません。 年 月 日 東かがわ市長 殿 事業者名 代表者職・氏名	別紙2 誓 約 書 当社(個人である場合は私)は、下記の事項について誓約します。 なお、東かがわ市テレワーク等空き家改修事業補助金に関する報告及び立入調査について、東かがわ市から求められた場合には、それに応じるとともに、関係機関に照会することについて承諾します。 記 1 補助対象外になる者に該当しません。 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていません。 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していません。 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していません。 5 補助対象事業の完了日から3年間、対象物件の延べ床面積の2分の1以上を事業所として使用します。また、使用できなかった場合には、補助金の全額を返還します。 6 交付申請する事業は、国庫補助金及び他の県補助金等が交付されている事業ではありません。 7 申請書及び添付書類の内容に偽りはありません。 年 月 日 東かがわ市長 殿 事業者名 代表者職・氏名

改正後	改正前
様式第 8 号 (第10条関係)	様式第 8 号 (第10条関係)
年 月 日	年 月 日
東かがわ市長 殿	東かがわ市長 殿
申請者 住所 氏名 (法人にあっては主たる事業所の所在地並びに事業主名及び代表者の職・氏名)	申請者 住所 氏名 (法人にあっては主たる事業所の所在地並びに事業主名及び代表者の職・氏名)
年度東かがわ市テレワーク等空き家改修事業補助金実績報告書	年度東かがわ市テレワーク等空き家改修事業補助金実績報告書
年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった補助対象事業を完了(廃止・完了せずに年度終了)しましたので、東かがわ市テレワーク等空き家改修事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、下記のとおり報告します。	年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった補助対象事業を完了(廃止・完了せずに年度終了)しましたので、東かがわ市テレワーク等空き家改修事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、下記のとおり報告します。
記	記
1 補助対象事業費 _____ 円	1 補助対象事業費 _____ 円
2 補助金交付決定額 _____ 円	2 補助金交付決定額 _____ 円
3 添付資料	3 添付資料
(1)事業報告書(別紙)	(1)事業報告書(別紙)
(2)補助対象事業費の合計額の請求書の写し(内訳を含む。)	(2)補助対象事業費の合計額の請求書の写し(内訳を含む。)
(3)補助対象事業費の合計額を支払ったことが確認できる書類の写し	(3)補助対象事業費の合計額を支払ったことが確認できる書類の写し
(4)補助対象事業を実施した箇所の位置が分かる書類の写し	(4)補助対象事業を実施した箇所の位置が分かる書類の写し
(5)補助対象事業箇所の現況写真及び購入物品の写真	(5)補助対象事業箇所の現況写真及び購入物品の写真
(6)営業許可書の写し(申請時に提出していない場合)	(6)営業許可書の写し(申請時に提出していない場合)
(7)法人事業者の場合は、移住した従業員、個人事業主の場合は、個人事業主の戸籍の附票(申請時に提出していない場合)	(7)法人事業者の場合は、移住した従業員、個人事業主の場合は、個人事業主の戸籍の附票(申請時に提出していない場合)
(8)対象移住者の従前の住居状況が確認できる書類の写し(県外からの移動は除く。)	(8)対象移住者の従前の住居状況が確認できる書類の写し(県外からの移動は除く。)
(9)前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類	(8)前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

改正後			改正前		
別紙 東かがわ市テレワーク等空き家改修事業補助金事業報告書			別紙 東かがわ市テレワーク等空き家改修事業補助金事業報告書		
補助対象物件	物件の名称	一戸建て専用住宅 ・ 一戸建て併用住宅	補助物件	物件の名称	一戸建て専用住宅 ・ 一戸建て併用住宅
	物件の所在地・住所	〒	補助物件	物件の所在地・住所	〒
	物件の所有者		補助物件	物件の所有者	
整備内容	工事等の内容		整備内容	工事等の内容	
	工事等の費用（請求額）			工事等の費用（請求額）	
	金額計	補助対象事業費の合計		金額計	補助対象事業費の合計
		補助金の額			補助金の額
	補助対象事業費の内訳			補助対象事業費の内訳	
対象移住者	所属		対象移住者	所属	
	職			職	
	氏名			氏名	
	東かがわ市への転入年月日	年 月 日		東かがわ市への転入年月日	年 月 日
	前住所			前住所	
補助対象物件で実施する事業		(事業名) (事業の内容) (テレワークを行うための環境)	補助対象物件で実施する事業		(事業名) (事業の内容) (テレワークを行うための環境)
事業着手日		年 月 日	事業着手日		年 月 日
事業完了日		年 月 日	事業完了日		年 月 日
※対象移住者について、対象移住者が複数名の場合は、全ての者についてご記載ください。			※対象移住者について、対象移住者が複数名の場合は、全ての者についてご記載ください。		

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。